

豊田市高等教育活性化推進プラットフォーム 設置規程

(名 称)

第1条 本組織は、「豊田市高等教育活性化推進プラットフォーム（以下「本プラットフォーム」という。）」と称する。

(構 成)

第2条 本プラットフォームは、以下の組織で構成する。

自治体 豊田市

大学等 愛知工業大学、中京大学、日本赤十字豊田看護大学、豊田工業高等専門学校（以下「PF形成大学等」という。）

産業界等 一般社団法人ツーリズムとよた、宮田電工株式会社、公益財団法人豊田地域医療センター

- 2 新たに大学等、地方自治体及び産業界等の企業又は団体等が本プラットフォームに参画する場合は、必要な手続きを経てこれを承認する。

(目 的)

第3条 本プラットフォームは、豊田市、PF形成大学等及び産業界等が連携し、学生はもとより市民が、交流活動を促進することにより、本プラットフォームの将来ビジョンである「人と地域が共に育ち合う環境づくり」に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次の課題を設定したうえで、それぞれ必要な取り組みを行う。

- (1) 郷土愛の醸成
- (2) グローバル意識の醸成
- (3) 地元就職の促進
- (4) 健康意識の醸成
- (5) 防災意識の醸成
- (6) 環境教育の推進
- (7) ボランティア活動の推進
- (8) 地域学習支援の推進（学校教育活動支援）
- (9) ものづくり事業の更なる展開
- (10) スポーツ活動の促進
- (11) 生涯学習の推進
- (12) プラットフォーム形成組織の連携強化

(代表校及び副代表校)

第5条 本プラットフォームに代表校及び副代表校を置く。

- 2 代表校及び副代表校はPF形成大学等の互選により決定する。

3 代表校は本プラットフォームの事業を統括する。

4 副代表校は代表校を補佐する。

(運営)

第6条 本プラットフォームの運営は、別に定める運営会議設置要綱に従う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 29 年 10 月 25 日から施行する。

附則

この規程の改正は平成 31 年 4 月 26 日から施行する。

この規程の改正は令和元年9月 24 日から施行する。

この規程の改正は令和 5 年 10 月 1 日から施行する。